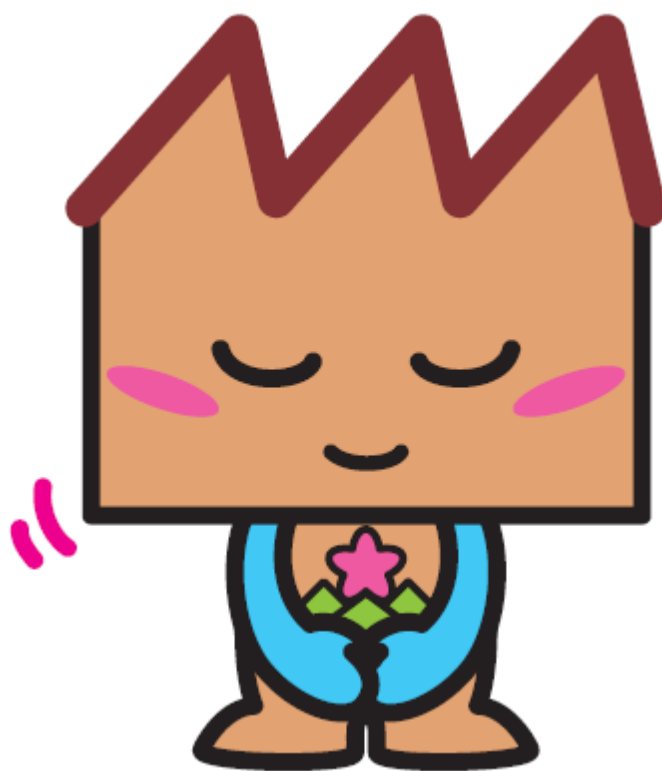


桐生市児童虐待防止の手引き

～ 子どもたちの笑顔を守るために ～



令和8年4月改訂

(桐生市子どもすこやか部子育て相談課)

はじめに



近年、少子高齢化、核家族化等により、社会を取り巻く環境は大きく変化し、子どもや子育てに関する様々な問題が生じており、その中でも児童虐待対応件数は右肩上がりの増加を示しています。

平成 16 年に「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童虐待に係る通告義務が拡大されるとともに、国及び地方公共団体の責務が強化されました。

そこで、桐生市でも、平成 17 年度に子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応・介入、保護・支援の各段階において、関係機関が相互に連携・協力して対応することが必要であるとし、要保護児童対策地域協議会を設立いたしました。

今まで、子育て世帯に対する子育て支援策の推進、児童相談所との連携の強化及び児童虐待防止の普及啓発活動を実施してきました。痛ましい事件の発生を防ぐためにも、関係機関をはじめ、広く市民が連携し、児童虐待防止に向け、一層取り組んでいくことが必要と考え、この手引きを作成することといたしました。

この手引きを日頃から子どもやその家庭に関わることの多い関係機関の皆様にご活用いただき、児童虐待への理解を深めていただければ幸いです。

それぞれの立場から児童虐待の予防、早期発見及び早期対応を目指し、子どもたちが安全で健やかな成長と明るい未来に向けて暮らすことができるよう、御協力をお願いいたします。

(平成 31 年 3 月作成)

目次

	(頁)
1 児童虐待に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 児童虐待の定義	1
(2) 児童虐待の分類	1
2 児童虐待の発生とその予防・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 虐待発生の要素	2
(2) 虐待が及ぼす子どもへの影響	3
(3) 虐待の予防	4
3 児童虐待の早期発見・通告の義務・・・・・・・・・・	6
(1) 早期発見の義務	6
(2) 通告の義務	6
児童虐待相談の流れ	7
4 関係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応・・・・・・・・	8
(1) 初期対応における共通点	8
(2) 地域（市民、民生・児童委員、母子保健推進員等）での場合	9
(3) 集団（学校、認定こども園、幼稚園、保育園、子育てサロン等）での場合	10
(4) 乳幼児健康診査（市子育て相談課）、学校等で行われる健康診査、家庭訪問等 での場合	12
(5) 医療機関での場合	13
(6) 相談機関（子育て相談課等）での場合	15
5 重症度、緊急度の判断基準と対応・・・・・・・・・・	16
6 援助活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1) 親への関わり方	20
(2) 子どもへの関わり方	20
(3) 親族への関わり方	21
(4) その他（注意点）	21
7 支援の流れ	22
【特定妊婦の場合】	22
【乳幼児健康診査対象者の場合】	23
【要保護児童の場合】	24
【不登園児・不登校児の場合】	25
8 継続支援と関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	26
9 要保護児童対策地域協議会・・・・・・・・・・・・・・・・	27

資料

• 相談機関一覧表

